

失対制度「廃止」の攻撃と労働者の闘い

—新たな「高齢者闘争」に向けて—

江口英一

はじめに

「1990年失業対策制度調査研究報告」は、不当にも、今から、失対制度の存続はぎりぎり5年だ（平成7年度まで）と公言し、報告に明記した。労働省は30年にわたる失対打ち切りの総仕上げとして、全国的制度の廃止をもくろんできたわけである。これに対してその打切り反対を叫びつづけてきた全日自労建設一般労働組合は、「30年にわたる失対打切りの攻撃をやりとげさせるのか、それをのりこえて仲間の仕事と生活を守り、新たな就労対策への道をひらくのか、まさに正念場」（第55回定期大会議案、1991・2・17～19）だといい、「新たな『3年闘争』でたたかいぬく」という決意をはっきりと示している。

思うに、失対制度打切りをめぐる資本と労働の深刻で（後述の調査報告で、九州でのこの2,3年の自殺者とその経緯を記録しておいた）はげしいたかいが、ある時は衆参両院での打ちつづく徹夜審議（1971年）に象徴されるように、国全体の問題として争われてきたのは、わが国の戦後労働政策とくに雇用政策全体が、失対事業制度の打切りとつねにペアになり、労

働政策の路線変更をめぐって、失対打切り問題を不可欠な要素として争われ、たたかわれてきたからである。早い話が、もともと失業対策事業制度とは、たんに雇用を与え、肉体的に生きる最低の糧を与えるというものではない。たんに「仕事」があればよいというものではない。それは法律に規定された権利として、雇用され、公的な責任として労働が行われるものである。それが「廃止」されるということは、このような日本の「労働権」にもとづく雇用保障制度が失われるということで、それだけでも重大な意味をもつものである。

思えば、失対事業制度は、一般に思われているより、私にいわせると、いろいろの重要な意味をもってきたし、いまももっていると思う。だいいち、失対制度によりあの困難な中で一家の露命をつなぎ、その子供たちが立派にそだち社会に出て、更にその子供たちがまた成長している。失対事業の歴史（1949・昭和24年成立の緊急失業対策事業法による）40余年の間、何等かの形でこの制度に依存して、今日ある人びとは、おそらくかたくいって1千万人を下るまい。しかも今日、当時の失対労働者とそれほどかわらない生活最低限以下の生活者が約

400万世帯（全世帯の11%）は存在する（例えば厚生省国民生活基礎調査の非課税世帯の量）ことが明らかな現在、失対事業制度はあと5年で最終的に「廃止」されようとしている。これはあらゆる意味で重大である。そこで、その最近の問題と、そのたたかいをかちぬいて、労働組合はどうしようとしているのか、ごくアウトラインを以下ではのべることにする。なおわれわれは、のちにのべる90年制度検討の前、昨年、まる1年をかけて北海道から九州まで全国の失対労働者の状態をつぶさに歩き、調査し、これを分析し、公表した。『賃金と社会保障』1990年2月合併号、および8月下旬号である。それぞれの題名は「人生80年時代」の雇用政策を問う」および「豊かな社会』の深部を射ぬく失対『終息』=廃止政策—北九州調査をふまえて—である。参照していただければ幸いである。

I 今回の労働省「調査研究会報告」により明らかになったこと

昨年11月30日、すでに7回目になるという「失業対策制度調査研究会」の、おそらくこの系列の最終となるであろう、「報告」が出された。「研究会」自身は、労働大臣の一つの私の諭問機関でしかないのに、失対事業制度についての「調査研究報告」が、実際上、同制度のあり方、内容、行政、さらにその存在そのものまできめてしまうがごとく、ずっと私に思えてきたのは、まことに解せぬところであった。それは政府・労働省の結局かくれ蓑だということになると承知はしているが、なかなか腑におちないのだった。国会で審議され、法律で規定され、公的に実施され、しかも国民生活の最も重要な部分としての底辺的部分の労働と生活を現にささえるこの制度が、4、5人の委員に

よる一私的諭問機関でしかないこの「調査研究会」の一片の「報告」によって、方向をかえられたり内容をあちこち制限されたり、はてはその存在そのものが否定されたりするのを見ると、国民生活、とくに底辺部分の労働・生活についてわずかではあるが研究にたずさわって来たものとしての私には、まことに心おだやかならぬものが、ずっとたまってきた。

そこへもってきて、全労連によって「科学的な調査研究にもとづく報告とはとてもいえないもの」と評され、「現実に目をつぶる全く不当な、調査研究の名に値しない」と抗議された昨年11月末の先掲の、第7回目の「調査研究報告」である。「調査（し）研究（する）会」といわれるものが「調査研究の名に値しない」といわれたのではまことにさまにならない。それはそれとしての「報告」はその第1の(3)で、失対事業の「今後の5年間（平成3年度から7年度まで）の暫定時実施はやむを得ない」云々といひて組合（全日自労）のたたかいの前に後退した。このことの意味は、もし失対事業を廃止するとすれば、「調査研究会」が何といおうと、それは法律の廃止なのであるから、衆参両院の議を経なければならない。それが前面に出てきてはっきりしてきたというわけである。その衆参両院の審議とは、1971（昭和46）年中高法による失対への新規就労の道を、何夜かの徹夜論議を経て全く閉ざした時、妥協としてそれがつけ加えられ改正案通過となった時の、衆参両院のそれぞれの同趣旨の附帯決議をもふくめて、廃止のための審議を経なければならないことがはっきりしてきたのだ。それはとうてい、いかに言辞を弄しても通過不可能だろう。その内容は、たとえば参議院の決議では「1.現在失対事業に就労しているものについては、失対事業への就労によって維持

されてきたと同程度の生活内容が、社会保障対策や高年齢者の仕事に関する対策によって充実されるようになるまでの間、引き続き就労できるよう配慮すること」となっている。これが議会で議論され、通過することは、失対労働者の賃金・生活条件がよいのでなく、年金をはじめとする現在の日本の社会保障、高齢者の雇用、賃金の低さから、到底無理なことは誰でも分かっているからである。いま、1986年からの年齢65歳への制限の具体化（「制度的首切り」）により失対を排除され、いわゆる「激変緩和」と称して現在「任意就業事業」（月、10日就労、賃金日額4,000円。月4万円。手当なし。交通費その他一切なし。日雇健保喪失、高い保険料の国民健保へうつることを強制。年金は国民年金、月3万円以下）に就労する元失対就労者の年収は年金その他すべて入れて年間約100万円、失対就労時の年収200万円のわずか半分、ほとんど生活保護者以下（生活保護受給にはきびしい制限があること周知であろう）であることは、しらべればすぐわかる事実の問題だからである。

こうして失対就労は、法律化された適格者の権利として与えられたものであることが、名実共に、今度の「調査研究報告」をめぐる闘いの中で明らかとなり、また自覚化されてきたのであった。ところが「報告」は先出の文言のすぐ次に「これを超えて（いまから5年をこえて）さらに失業対策事業を継続して実施すべきではないと考える」とのべているが、それをいまからいうのは、何の根拠があつていえるのか。5年後というならその時の国会の決議事項であり、その時はっきりと、議会で議論されるべきであることが、今やはっきりしてきたのである。

もともとこのように権利として、国の責任として雇用を保障するということは、保障される

べき人すなわち失業者がいて、そこへ、そのため必要な資金を供給するということである。それは事業、仕事がまざあって、人に対して仕事が与えられるといった、たとえば事業団のような、あるいはそれぞれ利潤目あての事業をやっている民間会社の事業に対し補助金を給付して、雇用、就労をお願いするのとは、根本的にちがうのである。利潤原理でうごく私的企業は、もともと自分に必要な量と質の雇用しか受け入れないのは目にみえている。この点については項をあらためてふれたいが、その前に、現在小規模現場問題として、失対就労者が5人、10人といった現場に資金を流さず、事実上失対廃止に導こうとする、上述のような憲法による労働権に反すると同時に、あまりにもミミッティ、日本的な弱い者いじめの行政がとられようとしている。年齢制限の強行のもとで、このままでも、失対就労者は5年すれば、おそらく全国で3,000名くらいに減少するであろう。それをそのような小細工で、もっとへらそうというのである。湾岸戦争でアメリカのいいなりに90億ドルをポンとだすといったために、このようなまことに「もった茶碗を腕から払いおとす」に似た、まことにケチクサイ“いじめ”的行政が、それとペアになって現実にすすんでいる。

II 雇用保障政策の削減から雇用そのものの否定政策へ

一 これまでの「調査研究会報告」の流れに沿いつつ一

もともと、労働省が自民党政府の経済政策の支えとして、そのワク内で具体的に展開してきた雇用にかかる労働政策は、失業対策事業「打切り」に結局帰着していった、「失業対策制度調査研究会報告」の答申内容と、いわば「あざなえる縄」のごとく、裏腹となって展開

してきたように、私には思える。それほど失対事業制度というのは重い意味を、戦後日本の雇用政策の中で、もってきたように私には見える。それは戦後日本の雇用保障政策の一つとして、重要な意味をもち、戦後日本独占の雇用＝労働力政策と正面からぶつかるものとして発展してきただである。もちろん失業対策事業は、その出発のはじめは、戦後大量失業と貧困に対する弥縫的慈惠的施策として創出されたものであつた。ところがこの制度により、日々の糧をやっと得ることが出来た人びと、すなわち戦後失業者・貧困者は、この制度の内容を、その名にふさわしく充実するため、労働組合（全日本自由労働組合）をつくり、この制度をまがりなりに、日本の庶民＝底辺の、雇用＝生活を保障する制度として、それなりに充実させていったのであった。法律に規定されたこの制度による雇用、そしてその賃金は、あまりに低い日本の最低賃金制の水準をこえることになり、当時開始された労働力流動化政策と真向からぶつかることとなったのだ。

そこでその直後、1963年（昭和38）年にその入口が、炭坑地帯などをのぞき、かなりしめられてしまった。その直前の1962年、「失業対策調査研究会」は第1回目の「調査研究報告」を出す。この「報告」は失対事業を、要するに2つに分け、労働能力の高い部分と低い高齢者対策といったものに分けようという。1963年の法改正はその62年の「研究会報告」にもとづくものであり、失業対策としての失対事業を政府は労働力政策をになうものたらしめるため、職業訓練をその内容とする「就職促進の措置」を経てなおかつ職が得られない失業者のみを、失対事業の適格者として、受入れるというものであった。この時点は高度経済成長政策と、それを基礎づける労働力流動化政策

が出発した時期であり、いずれにしても雇用保障政策としての失対事業は、その就労者が流出すること、流入しないことにより、5年ぐらいの間に事実上消滅するだろうと考えられたのであった。なぜなら失対事業賃金の低さ、高度経済成長による雇用の増大により、失対労働者＝失業者はここに止まらないだろうと政策担当者とそれに同調する研究者側は考えたからである。けれども現実はまさに逆で、高度成長下での一般産業雇用の不安定さと賃金の低劣さ、社会保障の低位さ、外側の分野での労働の強度化などにより、目に見えて流出していくことは、ほとんどなかつたのである。これを政府、労働省、および「調査研究会」は「滯溜」ときめつけた。そして以後30年間にわたり、雇用保障政策としての失対事業は存続してきた。失対労働者はたしかに今日先にのべた「任就就労者」をふくめて1万7,000人であり、ほとんど最盛時の何十分の1に減少しているとはいえ、小論前項においてのべたような位置づけにおいて、いまも新しい今日的な雇用保障の道を求めて、労働者はたたかおうとし、またたかいつつあるわけである。

この30年間の「調査研究会報告」と失対事業の変遷、それと裏腹をなして進む政府のいわゆる雇用政策の、大きな転換をふくむ流れのくわしい道すじを、この小文の範囲の中で描くわけにはいかない。そこで以下では大まかな転機となるものと、その特徴についてだけのべたい。

はじめにふれなければならないのは、1970（昭和45）年の「報告」である。この「報告」は既出の約10年前の1962年「報告」の延長線上にあるもので、労働力政策としての失業政策としては、いまや「公共事業吸収方式」たる失対事業によらず、その門を完全にとざし、民間企業の雇用によるべきであるとし、その方

向へと失業者を流動させるべき考え方を、提言したのであった。この考えの前提には日本の失業がいわゆる「潜在失業」の形をとり、また失業と貧困の量が膨大であることが、忘れされ、いつのまにか過少評価されていると私は思う。「ノド元すぎれば熱さ忘るる」というべきとかえしのつかないあやまりが、そこにはあったように私は思う。それはそれとしてその翌年、1971（昭和46）年、「中高年齢者等の就職促進に関する特別措置法」（中高法）が議会に提出された。すでにのべたように、それは妥協案として既述の内容の附帯決議により、ひとことでいえば、現在失対に登録されているものは、いわば死ぬまで働いてよいという附帯決議をつけて、「中高法」はむりやり通過したのであった。このとき失対への入口を閉ざすかわりに、民間に求職者を流すためということで、高年齢労働者、身障者等への民間会社の一定の雇用率を、法律的に強制する政策がとられ、その意味では雇用保障政策としての性格をある程度保持する政策を、この国はまだもっていたといい得た。

しかし「雇用率」の法的強制もどの程度守られたかはうたがわしいし、その後のちにのべる1986（昭和61）年「高年齢者等の雇用の安定に関する法律」が定められる時には、その法的強制ははずされ、単なる「努力目標」とされ、消えていった。それは消えていったばかりではない。雇用政策の中に企業への補助金給付の政策が、ドイツなどの雇用税ということなら私もきいたことはあるが、反対に企業に公金を労働力その使用に対して与える政策が、労働省の雇用にまつわる政策としてその後、いろいろの形で、雨後の筈のように生まれてきた。その間には、1975（昭和50）年の失業保険の衣がえ、雇用保険法の創出が介在する。それは雇

用保険法の事業としての「雇用安定事業」の設定を期として発展してきたもので、今日たとえば労働省の企業主用の宣伝パンフ『雇用の安定のために—事業主の方への給付金のご案内—』（平成2年度版）によると、それらは大きな分野として23分野に分かれ、それが更に各種の場合にいくつにも細分化されて、これではまさに労働省の係官ですら、コンピューターがおぼえている以外おぼえられないだろうと思われるほどである。そして最もいけないことは、その効果が分からず、公表もされないことである。その給付された金額さえ、きちんと精密に示されていないことである。そして止められた失対事業への就業に即していえば、いま、「高年齢者多数雇用奨励金」とか定年到達者への「継続雇用奨励金」などといった制度があるというが、（労働省『高年齢者の雇用をすすめるために』・平成2年版），もちろんこれらははじめられてまだ1年くらいでその結果は分からぬ。ただ重要なことは雇用された高年齢者の賃金が、企業主への補助金給付と引きかえに、引き上げられてはならないとは書いてない。高齢者の賃金はいっそう引き下げられるかもしれない。こういった点をふくめての効果ということでは、どうであろうか。

そもそも利潤を中心に、複雑な企業経営を行う資本家的経営が、人を雇う場合、自己の都合の範囲をこえて、補助金が給付されようと、人を雇うことがありうるだろうか。まして企業の都合でなく、雇われるべき、そして生活をかかる人の立場で、雇用をきめると、常識あるものには考えられない。そして公金としての補助金が給付されているということは、雇われる側にはおそらく公表されまい。それは、労働権にもとづく法による失対事業への就労とは、天と地のへだたりがある。このような雇用は、雇

用のきっかけを与え、ある程度促進するという意味はあっても、雇用を保障する雇用保障政策の中には、本来的には入らないだろう。雇用保障政策はその柱を完全に失ったのである。

さてもとに話の筋をもどせば、こうして 1970（昭和45）年「報告」の理論的基礎の上に 71 年の法改正がおこなわれ、その後附帯決議によって失対事業就労者は、新規流入はないまま増加せず、しかし高度経済成長にもかかわらず外側の労働条件の劣悪さから、いっこう減少せず、この時点で 9万5千人を数えた。80（昭和55）年「調査研究会報告」は、いまや失対事業は、附帯決議の存在にかかわらず、労働力政策としてかなり離れているとし、この時点で、いまや「終息」の時となったという。そして 65 歳年齢制限をいい、ただそれは 5 年後にまで余裕をもとうという。そして次の 85（昭和60）年「調査研究報告」により、年齢線引き=制度的首切りが具体化されることになる。この 80 年代は、周知のように中曾根=臨調行革路線が吹き荒れた時期であることは周知のところである。85 年で失対就労者は 6 万 1,000 人強であった。86 年から、首切りは具体化され、この 1 年に 3 万 3,000 人に減少、昨年の 90 年には 1 万人強となった。

この首切りが具体化されはじめた 86（昭和 61）年、「高年齢者等の雇用の安定に関する法律」が制定され、90 年「調査研究会報告」は、その第 1 の(3)の前段で、この法律が制定施行され、「高年齢者の雇用就業をめぐる諸対策が着実な進展を見せており」といっているが、この法律で実施された大きな施策は、なかんずく「シルバー人材センター」だけであった。ここでの就業は、「雇用」=やとわれの形態を取らず、単なる任意の臨時の就業にすぎない。そこで得られる報酬は、賃金とは呼ばれず、任意の請負

による分配金とよばれるものである。そしていわゆる「生きがい」のための労働だといふのである。したがって生活のために仕事を求める人は、今日のところ、この施策にはなじまないというのである。ところが実際にここで就労する人の中には、多くの生活のために働くという高年齢労働者が、現実に存在するのである。すなはち雇用労働として働き、生活せねばならない低所得労働者にとって、「雇用」そのものを否定されているということである。

こうしてシルバーはその法律の名前にある「雇用の安定」には値しないものであり、反対に「雇用」を拒否し、否定するものとなっている。労働省はシルバー就労者が集まって集団的にその要求をすることを、それは雇用された労働者でないからということで、交渉を拒否するようシルバーの事務当局者に通達を送っているという事実がある。いずれにしても、このようにして、労働省の雇用政策は、「雇用」そのものを否定する政策となり、雇用の保障からその消滅へ、更にいわばその積極的否定に進んでいくといつてもまちがいはないであろう。

これには 65 歳以上の雇用労働者に雇用保険の適用を除外し、最賃制度の業種別最低賃金を適用しない今日の雇用、労働政策が附加されている。先に述べた「補助金」制度も 65 歳以上には適用されない。これは「雇用」政策の積極的否定に他ならない。

失対制度の打切りはこうして、「雇用」政策の否定をともないつつ、今日にいたっている。

Ⅲ 新たな雇用・就業保障闘争 ＝「高齢者闘争」への出発

さて、全労連第 4 回臨時大会（1991・1・29, 30）の『秋季闘争の総括と 91 春闘方針の補強』を見ると、「7、高齢者に安定した雇用と

就労の保障をめざす当面の重要な政策(要綱)」とあり(同書59頁)，その中で，今日の技術革新，合理化の広がりの中で，パート，派遣，請負，アルバイトなどの不安定雇用労働者はもちろん，正規労働者においても「このまま年をとったらどうなるのだろう」という不安が，雇用の形態や従業上の地位，年齢などをとわず全労働者をおおい、「高齢者の雇用・就労保障の確立は，高齢者ばかりか，すべての労働者の“人間らしい労働と生活”保障を実現させる共通の，しかもさし迫った要求である。全労連はここに掲げた諸要求実現をめざし，こうした立場から全力をあげて奮闘することを呼びかけるものである」と宣言している。

小論でこれまで考察してきた雇用保障政策にかかるることは，別に高年齢労働者だけの問題ではない。しかしこれまで見てきたように，全体の雇用保障政策の支柱的政策としての失対事業が，支配階級から総攻撃をうけ，それに主として失対事業就労者で形成された全日自労建設一般が中心となり，その防衛のためのたたかいが，40年近くつづけられる中で，その人々もいまや高年齢化してきた。こうして失対事業をめぐる闘争，雇用保障政策をめぐるたたかいは，現実的・具体的には，一つは中心を高年齢労働者の生活を守る「高齢者闘争」という形におき，そこから新しい闘いをきずきあげざるを得ない。それが現実的であり，またそれは先に引用した全労連のいのように，きびしい今日の情勢下の全労働者の共通の問題として，提起されうる問題となってきたのである。

そういうなかで，昨年暮れ，全日自労は，12月12，13日，「高齢者闘争交流対策会議」を熱海で開き，既出の90年制度検討の「調査研究報告」が出されてからはじめての，これから運動方針の新しい討議の機会を，そのよう

な形で持ったのであった。その「討議要綱」の「はじめに」にはこのように述べられていた。悲壮感さえ感じられるその文章は次のようにある。

「失対制度検討の結果をふまえて，高齢者，失業者のたたかいと組織化，高齢者の大運動を，決意を新たに前進させることができ，待ったなしの緊急の課題となっています。失対終息の攻撃がきびしくすすめられ，そこでの主体的な力量が大幅な後退を余儀なくさせられているなかで，高齢者，失業者のたたかいのいっそうの前進をかちとらなければならないわけで，その困難は少なくありません。と同時に私たちはこれまでの失対打切り反対闘争，それに結びついた失業者闘争，任就切れ(任意就業事業就労期間切れ)対策のたたかいなどのなかで，失対の枠をこえた高齢者の運動と組織化の前進をかちとっています。また高齢者大会の運動や年金者組合をはじめ，高齢者運動が広がりますすんでいます。その基礎には，高齢者の問題をめぐる情勢の発展があります。こうした諸条件をつかみ，なんとしても高齢者の仕事を中心としたたたかいと組織の前進をかちとらなければなりません。…」
(「要綱」1頁)。

要するに，全日自労は失対打切り反対闘争から出発して，未組織下積み高年齢者のたたかいへという線から，ある意味でその考えをかえて，いうならばさらに大きな下積み高年齢者の生活と労働を守る「高齢者運動」へと出発し，雇用，就労をめぐるたたかいの分野を全日自労は主に担いつつ，新しい闘いの道をすすめようというのである。

それでは「高齢者」とは何か。それはいかなる状態にあるのか。いま失対労働者のすべてを合算(賃金，手当，日雇失業給付，交通費等)して年収200万円とすると，厚生省「国民生

「活基礎調査」によれば、高齢者（65歳以上）の約半分は、それ以下の世帯収入の、決して楽ではない生活の中で暮らしている。要するに高齢者の大半は国民の最低辺を形成している代表である。その高齢者は1985（昭和60）年国調では1,246万人。その2割は病気、虚弱などとして、普通の健常者は997万人。この約1千万人の4、5割は低年金の下、現に働いているか仕事を求めているとして、他は家庭の中その他で、多くは家事の分担など、広い意味で生産的な労働にかかわっている。共働き世帯での家事を分担する老人などを考えるがよい。こうして65歳以上で、雇用保険さえ適用を排除され、高齢者雇用の企業への補助金政策にものせて貰えない実際上の高年齢労働者を半分以上ふくみ、いそがしく毎日の日常雑事をこなして生きている、低生活（2分の1は年収200万円以下世帯）の1千万におよぶ高齢者達は、広い意味の労働者階級の一員でなくて何であろう。まして彼らの多くは、名実共の労働組合員のOBである。このように考えると、たしかに多くの困難な反対要因はあるが、「高齢者闘争」はこれから根のようによく広がる必然性をもち、そしていわば著しく階級闘争的性格をそなえつつ、具体的にたたかわれていく可能性を豊かに秘めているものといえる。

このような基礎の上に、「高齢者闘争」はある意味でその第一歩として、これまで長い間つづいてきた雇用保障をめぐる闘いの中で、あらためて新しい形の雇用・就業保障を、いいかえれば新しい高齢者就業対策を、追及するたたかいとして進められる必然性がある。この「要綱」によると、それはたとえば高齢者就業センター方式による「高齢者就労事業」を、国の制度としてつくり上げることだというのである。たしかに高齢者の中心には、すでにふれたように常時、

そしてフルに外に出て働くことを欲しない層もある。またそれとは別に低年金の中で、生活のために、フルに働かなければならぬ層もある。これらは言葉は何といっても、今日の社会では雇用（やとわれ）形態をとりながら働くということである。たとえば、すでにみた86年の「高齢者等の雇用の安定に関する法律」により全国的となって広げられたシルバー人材センターの労働の中に、このようないくつかの形の就業形態をつくり、大きくは「高齢者就業センター」を中心に、全体は運営されるということである。この就労事業制度のもとでは、労働保険、社会保障等労働者としての権利、諸制度の適用をみとめ、高齢者の労働における最低以下の極度の低賃金や不安定雇用、就業をおさえる歯止めとしていくといったぐあいである。このようなやり方は、今日おこなわれている「シルバー人材センター」の拡充によっておこなうことができるということであり、すでに現実のたたかいの中で、いくつかの地域でその萌芽の創出が見られるというのである。もちろんいまのところ、このような方向は当局の側から強い反対があり、現実はなかなか困難な道を歩んでいるのが現状である。ただ現実のシルバーは今日、就業実人員は1989（平成元）年度で約15万人、年齢は70歳以上が4割弱、60代後半が3割強ということである。約半分は軽作業であり、この場合の収入（分配金という）は1日3,759円、就労日数は1ヶ月9日程度ということである。この人々は自立した國員ということで、現実は、もちろん労働保険、たとえば雇用保険などは適用されない。これらはまた、さまざまなかたちでよばれる高齢者事業団をもふくめて考えうるであろう全日自労の『高齢者事業団現状報告』によると、1990年12月現在で全国21の高齢者事業団の団員数、その他が報告されて

いる。

ただ高齢者生活の場合、一つはその生活の基礎として、年金、医療（給付と出費）、住宅（家賃などをふくめて）その他は、いわば全体として相互補完的であり、またどの要因もそれぞれ不可欠的な性格のものである。これらが同じように追及されなければならないことはもちろんであり、その意味では、「就労センター」は「就労と福祉センター」に拡大されなければならることは明らかである。

もともと高齢者は、その人の人生をとってみれば、これから何かをなそうというのではなく、逆にさまざまないわば重荷から解放され、自由にのびのびと生きるというのが、その大方の目標であろう。別に「豊かな」ぜいたくをと願うわ

けでもあるまい。しかしながら、すでにのべたように、高齢であればある程家庭の中に入り込み、しかもその中で、案外いそがしいのが高齢者の日々であろう。しかも日本のような低年金の中ではそれすら出来ず、外へ働きに出なければならぬ高齢者も広範にいる。こういう場合、「高齢者闘争」のための組織の形成や活動は大変困難をともなうことも明らかなのである。したがって現役の組織労働者が自分達の将来であるという意味をふくめて、大いに支えとなつていくことが不可欠である。まして、1000万の健常な高齢者の2分の1が年額200万円以下の失対以下のまづしい生活の中に、生きていくことは経済大国日本において許せないことである。
(理事・中央大学名誉教授)

<前号の訂正のお知らせ>

「労働総研クォータリー」前号(創刊号)の「労働者派遣事業」「ILO(夜業)問題」プロジェクト報告の「まえがき」(41頁)に重要な誤りがありましたので、下記のように訂正します。

「ILO(夜業)問題」プロジェクトの構成、永山利和常任理事、松尾邦之(早稲田大学法学部講師)、斎藤周(早稲田大学法学部研究科)の次の「および全労連国際局、調査・政策局、国民運動局、婦人局、研究

所事務局。なおこれに関係産別組織から新聞労連、日本医労連、国公労連等が研究に参加した。」を削除。

「労働者派遣事業」プロジェクトの構成、加藤祐治常任理事、三富紀敬常任理事、長井偉訓(静岡県立短期大学助教授)、中山徹(高千穂商科短期大学講師)の次の「および全労連調査・政策局、国民運動局、研究所事務局で構成。これに全建総連、国公労連等の産別が協力した。」を削除。